

令和 8 年度

土地改良施設維持管理適正化事業（整備補修事業（一般型））

真名地区

第 4 号揚水機場（内沼）整備補修工事

特 別 仕 様 書

（当初）

茂 原 市

第 1 章 一般事項

1 総則

本工事の施工に当たっては千葉県農林水産部耕地課制定「施設機械工事等共通仕様書」、農水省「電気設備標準機器仕様書」及び本特別仕様書により施工するものであり、ポンプ設備と連携する電気設備、その他必要なもの一式とする。なお、本特別仕様書に明記されていない部分といえども、安全確保上必要なものは、全て完備するものとする。

また本特別仕様書と「共通仕様書」が異なる場合は、本特別仕様書が優先するものとする。

2 工事内容

1. 工事場所 茂原市真名地先

2. 工事概要

片吸込渦巻ポンプ・モーター（整備補修）	φ 100 mm × φ 80 mm × 11kw	N=1 台
主弁・主配管材（交換）		N=1 式

3. 施工範囲

本仕様書並びに添付図面等に基づき、前記工事概要の各設備について設計、製作、据付、調整試運転までの一切を請負によって施工するものとし、入念正確に工事を進捗せしめ、試運転合格をもって引渡しとする。

4. 適用規格、準拠基準等

「施設機械工事等共通仕様書」（千葉県耕地課）によるほか「電気設備標準機器仕様書」（農水省）及びその他関係基準、関係法規によるものとする。

なお、基準適用上疑義を生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。

第 2 章 提出書類、他

1 承諾図書

受注者は、契約後直ちに諸基準により設計し**承諾図書を 2 部**提出し（承諾後 1 部返却）承諾を受けた後、製作

を開始すること。

なお、承諾図書の内容は下記によるものとする。

- ア) 各施工図
- イ) 主要機器寸法図、断面図
- ウ) 主ポンプ予想性能曲線図
- エ) 購入品メーカーリスト
- オ) 施工計画書
- カ) 施工体制台帳及び施工体系図
- キ) 社内検査方案
- ク) その他発注者が必要と認めた図書等

2 完成図書

受注者は工事完了後、速やかに**完成図書を2部**提出（承諾後1部返却）するものとする。

なお、完成図書の内容は下記のとおりとする。

- ア) 各施工図
- イ) 主要機器寸法図、断面図
- ウ) 運転説明書、緊急連絡体制表
- エ) 購入品メーカーリスト
- オ) 取扱説明書
- カ) 検査及び試験成績表
- キ) その他発注者が必要と認めた図書等

3 工事写真

各機器の撤去、現場搬入、据付、配管、電気工事の過程を記録写真としてまとめ、1部提出する（CD等の電子媒体の提出もする）。また、完成の写真は施工前と完成の写真が対比出来るよう見開きにまとめる。なお、工事写真の作成については「千葉県農業農村整備事業等工事写真作成要領」によるものとする。

4 官公庁、その他への手続き

工事施工に必要な官公庁、その他への申請届出及び検査等の必要書類については受注者が代行するものとし、その手続きは遅滞なく行うものとする。

第 3 章 機器製品

1 主ポンプ設備

本機は深井戸用ポンプであり、据付に際しては運転範囲において、原動機の過負荷を生じることなく、また振動、騒音、キャビテーションの発生を防止し、長時間の連続運転に充分耐えうるものとする。

① 仕様 (整備補修)

形式：片吸込ポンプ・モーター

口径： $\phi 100 \text{ mm} \times \phi 80 \text{ mm}$

台数：1 台

吐出量： $1.2 \text{ m}^3/\text{min}$

揚程：23m

電動機出力：11kw

2 主配管工

① 2F 直管	$\phi 100 \text{ mm} \times \text{L}300$ (ソケット付き)	N=1 本
② 2F 直管	$\phi 100 \text{ mm} \times \text{L}105$	N=1 本
③ 2F 直管	$\phi 100 \text{ mm} \times \text{L}2530$	N=1 本
④ 2F 直管	$\phi 100 \text{ mm} \times \text{L}2380$	N=1 本
⑤ 2F 曲管	$\phi 100 \text{ mm} \times \text{L}170 \times \text{L}170$	N=1 本
⑥ 2F 曲管	$\phi 100 \text{ mm} \times \text{L}150 \times \text{L}150$	N=1 本
⑦ 2F 片落管	$\phi 100 \text{ mm} \times \phi 80 \text{ mm} \times \text{L}100$	N=1 本
⑧ フランジ接合材 (SUS 製)	$\phi 100 \text{ mm}$	N=10 組
⑨ フランジ接合材 (SUS 製)	$\phi 80 \text{ mm}$	N=1 組

3 主弁工

① 仕切弁	φ 100 mm JIS_10K	N=1 個
② 逆止弁	φ 100 mm JIS_10K	N=1 個
③ 三方弁		N=1 個
④ フート弁	φ 100 mm	N=1 個

第 4 章 仮設

1 仮設用地

本工事の施工に際し、仮設用地は機場敷地内を使用するものとするが、使用する位置等の詳細については、監督員と打ち合わせること。

2 工事用道路

資材の搬入出等に使用する道路は、一般通行者の支障にならないよう注意すること。

3 補償

既設構造物その他に損傷を与えた場合は、受注者の責任で処理すること。

第 5 章 排ガス対策

本工事において建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負 工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け構改 D 第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

対象機種一覧

一般工事用建設機械	備 考
・ラフテレーンクレーン	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw～260kw) を 搭載した建設機械に限る。

注) 道路輸送車両の保安基準に定められている自動車の種別で、有効な自動車検査表の交付を受けているものを除く。

第 6 章 建設副産物

1 リサイクル法

「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」を用いて登録・作成しなければならない。

2 建設廃棄物の処理

建設廃棄物の処分に当たって、排出事業者(元請業者)は処分業者と処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書(厚生労働省作成又は建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式)を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

3 産業廃棄物管理票制度

建設廃棄物処理の処分に当たっては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写

式伝票の E 票及び D 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

4 その他

スクラップ処理を証明する書類の写しを提出すること。

第 7 章 安全対策

(1) 受注者は、災害防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、常に工事の安全に留意して、工事関係者及び公衆の生命・身体・財産に関する危害及び迷惑防止に努めなければならない。

(3) 受注者は、工事内容に応じた安全・訓練等を実施しなければならない。

第 8 章 その他

(1) 図書、設計書、及び仕様書に明示されていない事項または、施工中疑問が生じた場合は、速やかに監督員と打ち合わせをし、指示を仰ぐこと。

(2) 据付後は試運転を行い、正常に動作する事を確認し試運転結果を記録する。

(3) 構造物等の修復

構造物、機器等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、速やかに補修又は交換等の修復をする。